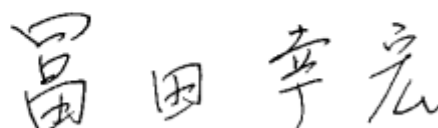


湯河原町徴収職員に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

湯河原町長



湯河原町規則第7号

湯河原町徴収職員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項その他の法律の規定により国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる湯河原町の歳入（以下「公課」という。）の滞納処分について、必要な事項を定めるものとする。

(徴収職員)

第2条 公課の滞納処分に関する事務に従事させるため、徴収職員を置く。

2 公課の滞納処分に関する事務は、公課の徴収に関する事務に従事する職員のうちから、町長が指定する者に委任する。

(徴収職員証)

第3条 町長は、徴収職員に対し、徴収職員証（別記様式）を交付する。

2 徴収職員は、公課の滞納処分のため財産差押えを行う場合、財産差押えに関する調査のため質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をする場合又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条の2の職務を執行する場合には、徴収職員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 徴収職員は、徴収職員証を亡失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を町長へ届け出るとともに、再交付を受けなければならない。

4 徴収職員は、町長からの事務の委任を解除された場合は、直ちに徴収職員証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表）

| | | |
|------|-----------|--|
| | 9 cm | |
| 6 cm | 徴 収 職 員 証 | |
| | 写真 | 職員番号 所 属 氏 名 (年 月 日生) 年 月 日発行 |
| | 湯河原町長 | 印 |

（裏）

- 1 本証は、公課の滞納処分に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。